

コンプライアンス

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスとは、法令やルールを遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。信用が最大の財産ともいえる銀行にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の原則であり、役職員一人ひとりが、日々の業務遂行のなかで着実に実践しなければならぬものと考えています。

このため、当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、遵守態勢の強化に取り組むとともに、倫理・法務リスク*の軽減に努めています。具体的には、コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行内の基本指針とするとともに、コンプライアンスを推進するため、主要施策を協議する全庁的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、コンプライアンスについて一元的に統括・推進するため、「コンプライアンス統括部」を設置しています。

本部各部署、支社、営業部、パーソナルプラザ、およびコンサルプラザには各々コンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を配置し、法令違反の未然防止と遵守状況のチェックを行っています。さらに、具体的な実践計画である「コンプライアンス活動計画」を年度ごとに策定し、それにもとづいた取組みも進めています。

今後もコンプライアンス態勢の一層の強化を図っていきます。

* 役職員が業務に関して法令・規則・社会的規範等に抵触する行為をすることや、規定・手続等がこれらに抵触していることを原因として、お取引先・株主等から法的あるいは道義的責任を追究され、損害賠償責任を負うことや信用を失墜するリスクのことです。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策への取組み

金融機関はその業務内容から、日常の取引を通じて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融、金融犯罪に利用される危険性があり、国際的にもテロの脅威の高まり、資金移転の広域化、国際化が見られるなかで、金融機関の取組みに対する関心が高まっています。

このような状況のもと、百五銀行グループは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」などの関係法令の遵守はもとより、時々刻々と変化するリスクにも対応できるよう、実効性のある「マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策」に取り組み、金融機関として求められる信頼に応えていきます。

百五銀行の管理態勢

区分	部署	役割
第一の防衛線 (営業部門)	営業店、パーソナルプラザ、コンサルプラザ等	マネロン等のリスクに最初に直面し、これを防止する。
第二の防衛線 (管理部門)	マネロン・テロ資金供与対策室、本部所管部署等	第一の防衛線の自律的なリスク管理に対し牽制、支援を行う。
第三の防衛線 (内部監査部門)	業務監査部	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の有効性等を検証する。

内部通報制度

当行は、法令等違反行為、不正行為、社内規定・規則違反行為、ハラスメントなど、コンプライアンス上問題ある行為の早期発見と事故の是正、再発防止のために、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設け、当行および当行グループのすべての役職員(退職後1年以内の者を含む)が、コンプライアンスにおける問題を通報・相談できる態勢を整えています。

コンプライアンス・ホットラインは、通報は匿名・匿名を問わず通報・相談することができ、「ホットライン対応従事者」に任命された従事者や専任弁護士が内部通報の受付、調査、是正に必要な措置を行います。

通報に対し、通報者の承諾がない限り少数の対応従事者での対応で通報者の情報共有範囲を最小限とし、役職員は通報者・被通報者、通報された事案に関する調査協力者が誰であるか探索してはならないこと、および通報者・調査協力者は、自らが通報・調査に協力した事実、知りえた事実を開示してはならないことなどを定め、通報者に不利益な取扱いが行われることなく、安心して利用できる仕組みとしています。

また、研修などでコンプライアンス統括部が内部通報制度やコンプライアンス・ホットライン窓口について説明し、役職員への周知と制度の理解を深めています。

利益相反管理

当行または当行のグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、銀行法、金融商品取引法、その他関係法令等にもとづき、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行しています。

「利益相反のおそれのある取引」とは、当行またはグループ会社が行う取引のうち、「お客さまの利益が不当に害されるおそれがある場合の取引」をいいます。「利益相反」とは、当行またはグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。利益相反管理の対象となる会社は、当行ならびにグループ会社の株式会社百五総合研究所および百五証券株式会社です。

当行では、利益相反管理の対象となる取引を特定し、適切に管理しています。

また、法令等に従い、「利益相反管理に関する指針」をホームページへの掲載、店頭への掲示等により公表しています。

反社会的勢力の排除

百五銀行グループは、銀行の持つ公共的使命および社会的責任の重みを常に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への資金提供は断固として拒絶し、反社会的勢力の不当要求・不当介入は毅然として排除するなど、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を図るべく、組織全体で対応しています。

具体的には、反社会的勢力対応規定により、反社会的勢力との関係遮断を図るための基本的な事項を定め、役職員に徹底を図るとともに、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との取引の未然防止に努めています。

また、警察等関係行政機関や弁護士等外部専門機関と連携し、取引排除・関係遮断に向けた対応を継続的に実施しています。

顧客保護・お客さま情報の管理態勢強化への取組み

百五銀行グループは、顧客保護等管理を経営の重要な課題の一つと位置づけ、顧客の視点に立って、法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。

百五銀行グループは、顧客保護等管理方針により、企業理念に則り、法令等を厳格に遵守し、顧客の正当な利益を保護するとともに、顧客の利便の向上に努めることを定め、顧客保護等管理状況の分析・評価を踏まえて、継続的に取り組んでおります。

苦情の一元管理を行う統括部署を設け、顧客からの相談、苦情を受け付けています。苦情の統括部署は、発生した苦情を集約するほか、発生部署等に苦情解決に向けた指示、指導を行っています。苦情の内容や原因の分析および改善策等の対応状況については、コンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告しており、改善に向けて継続的に取り組んでおります。また、銀行法上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人全国銀行協会」との間で手続実施基本契約を締結し、顧客との紛争に関して第三者の関与によって解決を図る手続きである金融ADR制度に対応しています。

お客さま情報については、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を踏まえ、個人情報の利用目的などをホームページで公表しています。また、個人情報保護宣言にもとづいて、個人情報の適切な保護と利用を図るとともに、厳格に管理しています。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続及び紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室
電話 0570-017109または 03-5252-3772

贈収賄その他汚職への取組み

接待・被接待とは、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーとの関係構築および業務を円滑に運営するための手段であり、適切かつ健全に行うもので、社会通念や常識を逸脱することのなきよう「接待・被接待に関する管理手続」を定め、贈収賄その他汚職の防止態勢を整えています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策ポリシー

百五銀行は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に向け、以下のとおり基本方針を定めます。

1 運営方針

百五銀行は、マネー・ローンダリング等の防止を経営上の最も重要な課題のひとつと位置付け、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けた不断の検証と高度化に取り組むとともに、国内外の関係当局等と密接に連携を図り、わが国および海外の法令・規制や金融犯罪の動向にも十分に注意を払い、金融機関としての信頼に応えます。

2 組織態勢

百五銀行は、コンプライアンス統括部担当役員をマネー・ローンダリング等防止に関する統括管理責任者とし、コンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室を統括部署とします。統括部署は統括管理責任者の指示により、マネー・ローンダリング等対策にかかる方針、手続、計画等を策定し、各部門と連携し、マネー・ローンダリング等対策の有効性確保のため適切な運営・管理を行います。

3 リスクベース・アプローチ

百五銀行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」などの外部情報を踏まえ、百五銀行が直面するマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4 顧客受入方針

百五銀行は、マネー・ローンダリング等から百五銀行および百五銀行の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶にかかる方針を定めます。

5 経済制裁および資産凍結

百五銀行は、経済制裁対象者等との取引をフィルタリングなどにより排除します。また、資産凍結等の措置にかかる確認について適切に実施する態勢を整備します。

6 疑わしい取引の届出

百五銀行は、営業店等からの報告や本部でのモニタリングにより検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対してすみやかに疑わしい取引の届出を行います。

7 匿名口座および偽名口座の禁止

百五銀行は、匿名性の高い口座や偽名口座での取引は行いません。

8 コルレス契約締結先の管理方針

百五銀行は、コルレス銀行の十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた適切な対応策を講じます。また、営業実態のない架空銀行、架空銀行と取引を行う銀行などとの取引を遮断します。

9 役職員の研修

百五銀行は、継続的かつ体系的なマネー・ローンダリング等防止に関する研修制度を通じて、役職員の知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に取り組みます。

10 贈収賄禁止・汚職防止

百五銀行は、役職員に対して高度な職業倫理を身に付けさせるよう努め、関連の法令の主旨を踏まえて、賄賂ならびに社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈答等の禁止についてガイドラインを策定し、役職員はこれを遵守します。

11 遵守状況の検証ならびに監査

百五銀行は、マネー・ローンダリング等の防止態勢について、統括部署による定期的ならびに統括管理責任者が検証の必要があると認めた場合に、適宜の検証・改善を実施することに加え、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

12 外国為替取引

百五銀行は、外国為替取引の取扱いにあたり、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスク等を排除するため、わが国の法令だけでなく、関連する海外の規制などに留意するとともに、当該取引におけるリスク低減措置や外部環境に対する積極的な情報収集を行い、そのリスクを適時適切に把握するなど、不断の改善・強化を継続する態勢を構築します。

13 グループ会社の管理

百五銀行は、独自に収集・分析したマネー・ローンダリング等に関する情報を必要に応じて百五銀行グループ各社に共有し、グループ全体でのマネー・ローンダリング等の防止に取り組みます。

以上